

## 市町村体験活動支援事業補助金運用要領

### 1 目的

この要領は、市町村体験活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 要綱第3条第1項に規定する補助対象事業を実施するにあたっての留意事項

- (1) 多様な主体との連携については、実行委員会等を設置すること。
- (2) 子どもの自立的行動習慣（自律性・積極性・協調性）を育むための活動内容とすること。
- (3) 体験活動に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は、無償又は低廉とすること。
- (4) 体験活動の安全管理を徹底すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にライフジャケットを着用させるなど、適切な安全対策を講じること。
- (5) 体験活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務付ける等の対策を講じること。
- (6) 体験活動で食品を扱う場合は、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて保健所の指導を受けること。
- (7) 体験活動の実施に関する一切の責任については、対象団体が負うものとする。
- (8) 効果的なプログラムとなるよう以下のいずれかを盛り込むこと。
  - ①体験活動に事前及び事後学習を導入して実施するもの
  - ②年間数回の体験活動を一連の取組として実施するもの
  - ③子どもが自分の意志で自由に活動する場を設定するもの
  - ④イベントの一部を子どもたちが企画又は運営するもの
  - ⑤その他、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議事務局長が認めるもの

### 3 体験活動の例

活動分野	活動内容の例
自然体験活動	・豊かな自然や農山漁村での自然とのふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事、郷土食作り ・森林等での野鳥の保護活動、環境教育活動 ・身近な公園や川等の自然を生かした探究活動、フィールドワーク、工作活動 ・地域の特色を生かした生態観察、放流 など
科学体験活動	・科学実験・観察実習教室 ・ものづくり体験やプログラミングなどを活用した自然科学のワークショップ ・星座や化石の観察などを通じた自然科学のワークショップ など
文化芸術体験活動	・アーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室（音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等）など

職場体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業所や商店などでの職業体験</li> <li>・将来の進路について考えるインターンシップ</li> <li>・地域の農家の指導を得ながら米作りや野菜作り、並びに鶏、羊、豚などの家畜や魚の飼育</li> <li>・地域産業を生かした漁労や加工品製造の体験</li> <li>・森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採、椎茸栽培、炭焼き など</li> </ul>
交流を目的とする活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会や一人暮らしのお年寄りを招いてのレクリエーション等の交流体験会</li> <li>・幼稚園・保育所を訪ねたり幼児を招いたりしての幼児との遊び、ふれあい</li> <li>・大人たちとの学び合いの交流（学び合いのテーマ例 和紙作り、染物、竹細工、焼き物、踊り、太鼓、子守唄、わらじ作り、郷土料理、絵画、手芸、演劇、朗読劇、演奏、合唱、野菜栽培等）</li> <li>・地域に在住する外国の人々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの交流</li> <li>・農山漁村部と都市部など特色が異なる地域との交流</li> <li>・通学合宿やスポーツ、プレーパークなど集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 など</li> </ul>
社会奉仕体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの興味や学習成果、得意な技術を活用した奉仕活動</li> <li>・老人ホーム等福祉施設を訪問し、話し相手や手伝い、清掃を行う活動</li> <li>・地域の魅力を生かした地域活性化や地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動</li> <li>・地域や駅前、公園、河川や海岸等の清掃、空き缶回収</li> <li>・地域での花作りや環境美化 など</li> </ul>

#### 4 ボランティア人材養成事業の例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師を招聘して行うボランティア養成講座等</li> <li>・コーチング、プレゼンテーション、ファシリテーション研修会等</li> <li>・ボランティア同士によるワークショップ</li> </ul>
--

5 要綱第3条第1項第3号に規定する「別に定める場合」とは、以下の場合をいう。また、この場合には、申請する市町村は「市町村体験活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」にその旨を記載すること。

- (1) 子どもたちが学校に通い授業を受けた後に青少年教育施設や公民館・集会所・学校などの宿泊可能な施設に集まり寝泊りするいわゆる「通学合宿」に合わせて、学校での授業以外の時間に子どもたちに対して体験を提供するものであり、体験活動の参加者が当該学校の生徒やその家族に限定されることが明らかであるなど、参加者の居住市町村を制限することが市町村が行う体験活動支援事業の運営上合理的である場合。

附則

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

この要領は、令和5年5月31日から施行する。

この要領は、令和5年7月24日から施行する。